## 中小企業の事業再生等に関する ガイドライン

佐 々 木 浩 (日 本 商 工 会 議 所) (中小企業振興部主任調査役)



## 中小企業の事業再生等に関するガイドラインの目的や背景

「ゼロゼロ融資の返済が本格化し」というフレーズが、中小企業の資金繰り面や財務面での不安の高まりを示唆している。コロナ関連融資のこれまでの実績は官民の金融機関で総額約43兆円。借入時には事業継続の命綱だったが、返済が本格化すると負担は重くのしかかってくる。新型コロナは5類に移行したが、コロナ禍で増大した債務への対応は中小企業の課題となっている。

この課題の解決策のひとつとして、政府は「成長戦略実行計画」(2021年6月:閣議決定)において、中小企業の実態を踏まえた事業再生のための私的整理ガイドラインを策定するとした。そして、2022年3月に「中小企業の事業再生等に関する研究会」(座長:小林信明 長島・大野・常松法律事務所弁護士。事務局:一般社団法人全国銀行協会)は「中小企業の事業再生等に関するガイドライン」(以下:本GL)を公表した。

また、破産した会社の経営者のうち7割が個人破産しているとのデータも示されており、経営者保証が、中小企業経営者が事業再生を早期決断する阻害要因になっているとの指摘から、「経営者保証に関するガイドライン研究会」(座長:小林信明 長島・大野・常松法律事務所弁護士。事務局:一般社団法人全国銀行協会、日本商工会議所)は同日、廃業時、保証人の保証履行能力の状況によってはゼロ円弁済(対象債権者に対する弁済が無い計画)が許容され得ることなどを明確化した「廃業時における『経営者保証に関するガイドライン』の基本的考え方」を公表した。

両ガイドラインは一体的な運用、つまり、会社の債務と併せて経営者等の保証債務を整理する場合に、両ガイドラインを活用して一体整理に努めること、が期待されている。私的整理で会社債務と中小企業経営者の保証債務が整理できることで個人破産は免れる。中小企業経営者の予見可能性を高める両ガイドラインが同時に整理された意義は大きい。

## 本GLの内容

ここからは、本GLの内容を事業者目線で見ていく。3部構成であり、先ず第1部で、目的などが記載され、本編となる第2部・第3部に続いている。

第2部では、中小企業者(債務者)と金融機関(債権者)の両当時者が、平時・有事・事業 再生計画成立後のフォローアップ期において取るべき行動が体系的に整理されている。事業者 目線では金融機関からの信頼を得るためにすべきことが示されたことになる。例えば、平時に 求められる対応は、「経営者保証に関するガイドライン」において経営者保証を求めない融資 の際に求められる対応(①財務基盤の強化、②経営の透明性確保、③法人と経営者との関係 の明確な区分・分離)と概ね同じ内容となっている。 加えて、金融機関から能動的・継続的に受けられる支援として、経営課題の把握・分析、最適なソリューションの提案、事業再生計画の策定支援なども盛り込まれている。

第2部の内容を実践すれば、金融機関との信頼関係が構築でき、より多くの支援を受けられることで経営改善にもつながるため、常日頃から確認したいものになっている。

続く第3部では準則型私的整理手続「中小企業版私的整理手続」(以下:本手続)を定めている。本手続では第三者支援専門家という適格性を有する弁護士等の専門家が、独立公平な立場で再生型私的整理手続や、それまで見られなかった廃業型私的整理手続について、円滑に進むように支援する。例えば、再生型で債務減免を伴う場合、事業者が感染症等の影響に配慮しつつ経営責任を明確にし、5年以内での債務超過解消などの財務面も含む事業再生計画を策定する。この計画が第三者支援専門家の調査報告を経て全債権者の合意により成立すると、以降、債権者は計画に基づき支援を行うことになる。なお、債権者が計画に基づき減免した貸出債権は税務上、損金に算入することが可能と言われている。

本手続は、公的機関である中小企業活性化協議会による再生支援等と同様の支援を民間事業者が行えるようにしたものと言え、中小企業庁は「経営改善計画策定支援事業」において本手続に必要となる専門家費用の補助などの支援策を措置し、利用しやすい環境を整備している。なお、現状では両手続の使い分けは明確に規定されておらず、金融機関や外部専門家等との相談により(他の手続も含めた)手続を決定することが想定されている。

なお、中小企業関係4団体(日本商工会議所、全国商工会連合会、全国中小企業団体中央会、全国商店街振興組合連合会)は委員として参画した「中小企業の事業再生等に関する研究会」にて、中小企業による本手続の活用が阻害されないよう、第2部と第3部は遮断すべき、と強く主張した。議論の結果、第1部の最後に「第2部と第3部は中小企業者の事業再生等の実現という共通の理念を有するものの、第3部が準則型私的整理手続という債務整理実施のための手続として独立した性質を持つことに鑑み、第2部が、第3部の手続利用にあたっての前提条件とはなっていないことを念のため付言する。」と記載され、平時に第2部の役割を全うできていなかったとしても、第3部の利用は妨げられないことになった。

## 今後の活用に向けて

今後は本GLを周知し、活用を促進することが重要となる。この点、商工会議所は「地域総合経済団体」として、事業者への周知を実施している。また、中小企業・小規模事業者の活力強化や地域経済の活性化を目指し、事業再生分野でも、巡回や窓口相談による経営指導に加え、中小企業活性化協議会の受託、経営難に直面する事業者の相談窓口「経営安定特別相談室」の設置などにより、ニーズに切れ目なく対応している。

一方で、実際の活用で頼りになるのは、債権者であり定期的な業況把握のできるメインバンクなど金融機関となる。また、収益力改善、事業再生、事業承継・引継ぎ、再チャレンジなど多くの可能性や選択肢を残すためにも、いかに早期に相談できるかが重要である。直接、金融機関に相談することに抵抗感がある場合は、商工会議所などの支援機関や顧問税理士など相談しやすい支援者を通してでも良いので、「もっと早く相談していれば」と後悔しないように、自社の状況が速やかに金融機関に伝わるようにすることが第一歩となる。

中小企業と金融機関は債務者と債権者の関係にあり、立場は異なるが、共に日本経済を支え、 高め合う存在である。本GLが、両者の信頼関係構築や、増大した債務への対応という中小企 業の課題解消に活用され、一層の経済活性化につながっていくことが期待される。